堺情審第２３−１−２号
（答申第１１２号）
令和５年１１月６日

堺市長　永 藤　英 機　様

堺市情報公開審査会
会長　坂 本　団

諮問に対する答申

令和５年５月１１日付け堺南企総第２９３号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

審査案件	公開請求に対する全部公開決定処分を不服とする審査請求事案に係る審査
対象公文書	住民基本台帳法第１２条の３で交付がされない法解釈と省庁の示す文書
実施機関（処分庁）	堺市長（南区役所　市民課）
諮問実施機関（審査庁）	堺市長（南区役所　総務課）

答　　申

第１　審査会の結論

令和５年５月１１日付けで諮問のあった「住民基本台帳法第１２条の３で交付がされない法解釈と省庁の示す文書」について、堺市長（以下「実施機関」という。）が、一般に販売されている書籍の複写物（職務の必要に応じて複写したもの）を対象公文書として特定して行った全部公開決定は妥当である。

第２　審査請求の経過

１　審査請求人は、令和４年２月２８日、堺市情報公開条例（以下「条例」という。）６条１項の規定により、実施機関に対して「堺市南区役所市民課では、損害賠償請求につき内容証明郵便の送達につき、確かな住所のわかる住民票の交付がされていません。」とし、住民基本台帳法第１２条の３で、交付がされない法解釈と省庁の示す文書の公開請求をした。

２　実施機関は、同年３月１１日、「全訂住民基本台帳法逐条解説（日本加除出版）、令和４年版住民基本台帳六法　通知・実例編（日本加除出版）」（以下「逐条解説等」という。）を対象公文書として特定し、全部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

３　審査請求人は、令和４年５月２７日、本件処分に対し、その決定を不服として、行政不服審査法２条の規定により審査請求を行った。

第３　審査請求の趣旨

開示された販売されている逐条解説本それのみでは公文書にあたらず、公文書ではないとする確認。

第４　審査請求人の主張要旨

情報公開法・堺市情報公開条例の定義する公文書にあたらない逐条解説本のみを開示したことは、法令違反であるので、公文書ではないとする判断を求めます。

第５　実施機関の主張要旨

条例２条２号により、公文書から除かれるのは、条文の文理解釈上「販売目的の書籍そのもの」に限定され、職務の必要に応じて作成した当該書籍の一部分の写しは、公文書として取り扱うものとされている。

このことから公開を行った「逐条解説」の一部分の写しは、今回の交付の可否判断のため、職務上必要な範囲で書籍を複写し、組織的に用いるものとして、保有している文書であるため、公文書に該当するものである。

なお、審査請求人に対し、実施機関が今回の住民票の写しの第三者請求において交付の可否判断をするために複写した書籍は他にありません。

第6　審査会の判断理由

1　本件対象公文書について

審査請求人は、実施機関が対象公文書として特定した逐条解説等は一般に販売されている書籍であり、公文書には該当しないと主張する。一方、実施機関は本件の対象公文書は一般に販売されている書籍である逐条解説等そのものではなく、請求者への回答を行うため、その一部を複写したものであり、公文書に該当すると主張する。

そこで、当審査会では、本件対象公文書を作成するに至った経緯について、実施機関から聞き取りを行ったところ、以下のとおりであった。

（1）令和３年１０月頃

審査請求人から住民票の写しの第三者請求があり、住民基本台帳法第１２条の３の住民票の写しを交付できる第三者に該当しないため交付できないことを説明したが、審査請求人より文書で説明を求められ、その回答の添削等に用いるため、逐条解説等の一部分（該当ページのみ）を複写した資料を作成した。

（2）令和４年１２月～令和５年１月

審査請求人から市長・南区長宛ての質問文が提出される。その回答を作成するなかで、上記（1）で複写した資料を上司への説明に使用することが多くなったことから、出典元を示すため、逐条解説等の奥付を複写したものを資料に追加した。

以上の経過からすると、実施機関の主張どおり本件対象公文書は逐条解説等そのものではなく、請求者への回答を行うため、逐条解説等を一部複写したものであると判断できる。

2　本件対象公文書の公文書性について

実施機関は、条例２条１項２号に規定する公文書から除かれるのは、条文の文理解釈上「販売目的の書籍そのもの」に限定され、職務の必要に応じて作成した当該書籍の一部分の写しは、公文書として取り扱うものであると主張する。

条例２条１項２号に定める「公文書」の定義は、審査請求人の主張どおり「官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」を除くとしているが、これは一般に市販されている刊行物であり、容易に入手し内容を知ることができるものであることから、これらの刊行物を実施機関が保有していたとしても公文書公開請求の対象にする必要がないからである。

しかしながら、実施機関がこれらの刊行物の一部を複写し、内部の意思決定や対外的な説明の用に供するため組織共有状態に置いている場合は「不特定多数の者に販売することを目的」とするものではなく、実施機関の実際の業務に使用している点において公文書性が認められるため、同号に定める「公文書」から除外されるものではないと言うべきである。

よって、官報、白書、新聞、雑誌、書籍などから複写したものについてまで、公文書から除くとしているものではないため、逐条解説等を一部複写したものが公文書に該当するという実施機関の主張は妥当である。

３　以上の理由により、当審査会は「第１　審査会の結論」のとおり判断する。

（参考）

審査会の処理経過

年　月　日	処　理　内　容
令和５年　５月１１日	諮問書の受理
令和５年　６月２３日	審　議
令和５年　７月２１日	審　議
令和５年　９月　８日	審　議
令和５年１０月　５日	審　議
令和５年１１月　６日	答　申

堺市情報公開審査会委員

氏　名	役　職	備　考
坂　本　　団	弁　護　士	会　長
豊　永　泰　雄	弁　護　士	会長職務代理者
石　橋　章市朗	関西大学法学部教授	
阪　井　千鶴子	弁　護　士	
高　木　佐知子	大阪公立大学大学院 現代システム科学研究科教授	